

## 特定化学物質健康診断 付加検診の項目

特定化学物質障害予防規則 別表第4 (第39条第3項関係)

業 務		項 目
(1)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 ベンジジン及びその塩 2 ベーターナフチルアミン及びその塩 3 アルファーナフチルアミン及びその塩 4 パラージメチルアミノアゾベンゼン 5 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は腎盂(う)撮影検査
(2)	次の物を製造し、又は取り扱う業務 1 ジクロルベンジン及びその塩 2 オルトートリジン及びその塩 3 ジアニシジン及びその塩 4 マゼンタ 5 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査
(3)	ビス(クロロメチル)エーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくだん)の細胞診又は気管支鏡検査
(4)	塩素化ビフェニル等を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 3 白血球数の検査 4 肝機能検査
(5)	ベリリウム等を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査 3 肺換気機能検査 4 医師が必要と認める場合は、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウムの量の測定、皮膚貼(てん)布試験又はヘマトクリット値の測定
(6)	ベンゾトリクロリド(これをその重量の0.5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくだん)の細胞診、気管支鏡検査、頭部のエックス線撮影等による検査、血液検査(血液像を含む。)、リンパ腺の病理組織学的検査又は皮膚の病理組織学的検査

業 務	業 務	項 目
(7)	アクリルアミド(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 末梢(しょう)神経に関する神経医学的検査
(8)	アクリロニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 血漿(しょう)コリンエステラーゼ活性値の測定 3 肝機能検査
(9)	インジウム化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査(雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。)、血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰(かたん)の細胞診又は気管支鏡検査
(10)	エチルベンゼン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査
(11)	アルキル水銀化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 血液中及び尿中の水銀の量の測定 3 視野狭窄(さ)の有無の検査 4 聴力の検査 5 知覚異常、ロンベルグ症候、拮(きつ)抗運動反復不能症候等の神経医学的検査 6 神経医学的異常所見のある場合で、医師が必要と認めるときは、筋電図検査又は脳波検査
(12)	エチレンイミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 骨髄性細胞の算定 3 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かたん)の細胞診、気管支鏡検査又は腎機能検査
(13)	塩化ビニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 肝又は脾(ひ)の腫大を認める場合は、血小板数、ガンマーグルトタミルトランスペプチダーゼ( $\gamma$ -GTP)及びクンケル反応(ZTT)の検査 3 医師が必要と認める場合はジアノグリーン法(ICG)の検査、血清乳酸脱水素酵素(LDH)の検査、血清脂質等の検査、特殊なエックス線撮影による検査、肝若しくは脾(ひ)のシンチグラムによる検査又は中枢神経系の神経医学的検査

業 務		項 目
(14)	塩素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、肺換気機能検査
(15)	オーラミン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は肝臓機能検査
(16)	オルトトルイジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の者を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査又は赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査(赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビンの量等の赤血球系の血液検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(17)	オルトーフタロジニトリル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査 3 てんかん様発作等の脳神経系の異常所見が認められる場合は、脳波検査 4 胃腸症状がある場合で、医師が必要と認めるときは、肝機能検査又は尿中のフタル酸の量の測定
(18)	カドミウム又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 尿中のカドミウムの量の測定 3 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び肺換気機能検査 4 尿中に蛋(たん)白が認められる場合は、尿沈渣(さ)鏡の検査、尿中の蛋(たん)白の量の測定及び腎機能検査
(19)	クロム酸等を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、エックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査

業 務		項 目
(20)	<p>次の物を製造し、又は取り扱う業務</p> <p>1 クロロホルム</p> <p>2 四塩化炭素</p> <p>3 1・4—ジオキサン</p> <p>4 1・2—ジクロロエタン</p> <p>5 スチレン</p> <p>6 1・1・2・2—テトラクロロエタン</p> <p>7 テトラクロロエチレン</p> <p>8 トリクロロエチレン</p> <p>9 メチルイソブチルケトン</p> <p>10 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物</p>	<p>1 作業条件の調査</p> <p>2 医師が必要と認める場合は、神経学的検査、貧血検査、肝機能検査又は腎機能検査(尿中の蛋(たん)白の有無の検査を除く。)</p>
(21)	<p>クロロメチルメチルエーテル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 作業条件の調査</p> <p>2 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かたん)の細胞診又は気管支鏡検査</p>
(22)	<p>コバルト又はその無機化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 作業条件調査</p> <p>2 尿中のコバルトの量の測定</p> <p>3 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、心電図検査又は皮膚貼布試験</p>
(23)	<p>五酸化バナジウム(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 作業条件の調査</p> <p>2 視力の検査</p> <p>3 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</p> <p>4 医師が必要と認める場合は、肺換気機能検査、血清コレステロール若しくは血清トリグリセライドの測定又は尿中のバナジウムの量の測定</p>
(24)	<p>コールタール(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 作業条件の調査</p> <p>2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かたん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</p>
(25)	<p>酸化プロピレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p>	<p>1 作業条件の調査</p> <p>2 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査</p>

業 務	項 目
(26) 三酸化ニアンチモン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は耳鼻科学的検査
(27) 3・3′-ジクロロ-4・4′-ジアミノジフェニルメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る) 2 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査、腹部の超音波による検査、尿路造影検査等の画像検査、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくだん)の細胞診又は気管支鏡検査
(28) 1・2-ジクロロプロパン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波による検査等の画像検査、CA19-9等の血液中の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(赤血球系の血液検査及び血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(29) ジクロロメタン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、腹部の超音波検査等の画像検査、CA-19等の腫瘍(しゅよう)マーカーの検査、血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定又は呼気中の一酸化炭素の量の測定(血液中のカルボキシヘモグロビンの量の測定及び呼気中の一酸化炭素の量の測定にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(30) ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 赤血球コリンエステラーゼ活性値の測定(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 3 肝機能検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 4 白血球数及び白血球分画の検査 5 神経学的検査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)

業 務		項 目
(31)	1-1-ジメチルヒドラジン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 肝機能検査
(32)	臭化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、運動機能の検査、視力の精密検査及び視野の検査又は脳波検査
(33)	水銀又はその無機化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 神経医学的検査 3 尿中の水銀の量の測定及び尿沈渣(さ)検鏡の検査
(34)	トリレンジイソシアネート(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状のある場合は、胸部理学的検査、胸部のエックス線直接撮影による検査又は閉塞性呼吸機能検査  3 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又はアレルギー反応の検査
(35)	ナフタレン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定、視力検査等の眼科検査、赤血球数等の赤血球系の血液検査又は血清間接ビリルビンの検査(尿中のヘモグロビンの有無の検査、尿中の1-ナフトール及び2-ナフトールの量の測定、赤血球数等の赤血球系の血液検査並びに血清間接ビリルビンの検査にあつては、当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。)
(36)	ニッケル化合物(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、尿中のニッケルの量の測定、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かたん)の細胞診、皮膚貼(てん)布試験、皮膚の病理学的検査、血液免疫学的検査、腎尿細管機能検査又は鼻腔(くう)の耳鼻科学的検査
(37)	ニッケルカルボニル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 肺換気機能検査 3 胸部理学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のニッケルの量の測定

業 務	項 目
(38)	<p>ニトログリコール(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 尿中又は血液中のニトログリコールの量の測定</li> <li>3 全血比重の検査の結果、異常が認められる場合は、ヘマトクリット値の測定、赤血球数の検査及び血色素の測定のうち2項目</li> <li>4 尿中のウロビリノーゲン及び蛋白の有無の検査</li> <li>5 心電図検査</li> <li>6 医師が必要と認める場合は、自律神経機能検査(薬物によるものを除く。)、肝機能検査又は循環機能検査</li> </ol>
(39)	<p>パラニトロクロルベンゼン(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 全血比重、赤血球数、網状赤血球数、メトヘモグロビン量、ハイツ小体の有無等の赤血球系の血液検査</li> <li>3 尿中の潜血検査</li> <li>4 肝機能検査</li> <li>5 神経医学的検査</li> <li>6 医師が必要と認める場合は、尿中のアニリン若しくはパラアミノフェノールの量の測定又は血液中のニトロソアミン及びヒドロキシアミン、アミノフェノール、キノソイミン等の代謝物の量の測定</li> </ol>
(40)	<p>砒(ひ)素又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査、尿中の砒(ひ)素化合物(砒(ひ)酸、亜砒(ひ)酸及びメチルアルソン酸に限る。)の量の測定、肝機能検査、赤血球系の血液検査、喀痰(かくだん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</li> </ol>
(41)	<p>弗(ふっ)化水素(これをその重量の5%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査</li> <li>3 全血比重、赤血球数等の赤血球系の血液検査</li> <li>4 医師が必要と認める場合は、出血時間測定、長管骨のエックス線撮影による検査、肝機能検査、尿中の弗(ふっ)素の量の測定又は血液中の酸性ホスファターゼ若しくはカルシウムの量の測定</li> </ol>
(42)	<p>ベータープロピオクラクトン(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、胸部の特殊なエックス線撮影による検査、喀痰(かくだん)の細胞診、気管支鏡検査又は皮膚の病理学的検査</li> </ol>

業 務		項 目
(43)	ベンゼン等を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 血液像その他の血液に関する精密検査 3 神経医学的検査
(44)	ペンタクロルフエノール(別名PCP)又はそのナトリウム塩(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 3 肝機能検査 4 白血球数の検査 5 医師が必要と認める場合は、尿中のペンタクロルフエノールの量の測定
(45)	マンガン又はその化合物(これらの物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 呼吸器に係る他覚症状又は自覚症状がある場合は、胸部理学的検査及び胸部のエックス線直接撮影による検査 3 パーキンソン症候群様症状に関する神経医学的検査 4 医師が必要と認める場合は、尿中又は血液中のマンガンの量の測定
(46)	沃(よう)化メチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 医師が必要と認める場合は、視覚検査、運動神経機能検査又は神経医学的検査
(47)	リフラクトリーセラミックファイバー(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査(当該業務に常時従事する労働者に対して行う健康診断におけるものに限る。) 2 医師が必要と認める場合は、特殊なエックス線撮影による検査、肺機能検査、血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定若しくは血清サーファクタントプロテインD(血清SP-D)の検査等の血液生化学検査、喀痰(かくだん)の細胞診又は気管支鏡検査
(48)	硫化水素(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査
(49)	硫酸ジメチル(これをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物を含む。)を製造し、又は取り扱う業務	1 作業条件の調査 2 胸部理学的検査又は胸部のエックス線直接撮影による検査 3 医師が必要と認める場合は、肝機能検査、腎機能検査又は肺換気機能検査



業 務		項 目
(50)	<p>次の物を試験研究のために製造し、又は使用する業務</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 4-アミノジフェニル及びその塩</li> <li>2. 4-ニトロジフェニル及びその塩</li> <li>3. 前各号に掲げる物をその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 作業条件の調査</li> <li>2 医師が必要と認める場合は、膀胱(ぼうこう)鏡検査又は腎盂(う)撮影検査</li> </ol>